

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第2回 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会	
事務局(担当課)	保健福祉部 福祉総務課	
開催日時	令和3年1月19日(火) 18時30分～19時55分	
開催場所	豊島区役所本庁舎 8階 教育委員会室(オンライン開催)	
議 題	<p>1. 開 会</p> <p>(1) 委員長の選出及び副委員長の指名</p> <p>(2) 委員自己紹介</p> <p>(3) 専門委員会の運営</p> <p style="padding-left: 20px;">①会議の公開</p> <p style="padding-left: 20px;">②会議録の公開</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) (仮称) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例 について</p> <p style="padding-left: 20px;">①骨子案の検討</p> <p>(2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について</p> <p style="padding-left: 20px;">①骨子案の検討</p> <p style="padding-left: 20px;">②課題の整理</p> <p>3. その他</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 今後のスケジュール(案)</p>	
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴人数0人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	天貝勝己、安倍英一郎、飯田健太郎、石川敏之、井藤智子、岡孝、笠原美和子、岸和正、澤田潔、田中英樹、富永忠祐、橋本早苗、松浦初枝、松本紀生、吉田康二
	幹 事	総合高齢社会対策推進室長、福祉総務課長(事務局)、障害福祉課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長、 社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室長
	事 務 局	福祉総務担当係長(計画)、高齢者福祉担当係長(地域ケア)、 福祉総務課主事(計画)

<開 会>

事務局： ただいまから、第2回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。事務局を務めます福祉総務課長の渡邊でございます。後ほど、委員の中から委員長及び副委員長をご選出いただくまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインによる開催とさせていただきます。ご発言の際の注意事項ですが、マイクをオン、ミュートを解除、挙手をして、名乗っていただいたうえで、発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら、マイクをオフ、ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

事務局としても初めての開催方法で、いろいろと不手際があるかもしれませんが、可能な限り円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、緊急事態宣言の発出に伴い、区役所の会議室利用が午後8時までとなっておりますので、運営にご協力をいただければ幸いです。

それでは、事前にお送りしました資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

1 (1) 委員長の選出及び副委員長の指名

事務局： 続きまして、本委員会の委員長の選出及び副委員長の指名に移らせていただきます。

お手元の豊島区成年後見制度利用促進専門委員会設置要綱をご覧ください。

第5条に「委員会に委員長及び副委員長を置く。」とあり、同条第2項に「委員長は委員の互選により定める。」、また同条第3項に「副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。」とあります。

まず、委員長の選出につきまして、どなたかご推薦をお願いします。

委 員： 委員長として、現在、豊島区保健福祉審議会の会長をされている田中英樹委員を推薦いたします。

事務局： ただいま、田中英樹委員を委員長としてご推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局： それでは、田中委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委 員： 承りました。よろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、副委員長の指名に移ります。委員長より、ご指名をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 副委員長として、現在、福祉サービス権利擁護事業推進委員会の委員長をされている、岡孝委員を指名します。

事務局： 岡委員、いかがでしょうか。

委 員： 承りました。よろしくお願いいたします。

事務局： それではここで、委員長、副委員長より、簡単にご挨拶をいただきたいと思いますが、

まずは、委員長、お願いいたします。

委員長： 成年後見制度が法改正してもうずいぶんたっていますが、思ったほど利用が進んでいないという状況です。そのような中、国の利用促進の動きを受け、区として条例を設置するというこ

とになりました。専門委員会でしっかりと議論して、すばらしい条例を制定したいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、副委員長、よろしくお願いいたします。

委員： 豊島区の成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたっては、サポートとしまの17年間の経験を十分に生かすことが重要だと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ここからの進行は、委員長にお願いします。

(2) 委員自己紹介

委員長： 本日の会議は第2回目ですが、第1回は書面開催だったので、委員が顔を合わせるのは今回が初めてです。皆様、一言ずつ自己紹介をお願いします。できるだけ手短かにしていただけると、8時には会議を終了できるかと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

事務局： それでは、名簿順に自己紹介をお願いします。

委員： 弁護士をしています。私は、もう10年ぐらい前になりますが、福祉サービス権利擁護事業推進委員会で何年か委員を務めさせていただきました。この度もよろしくお願い申し上げます。

委員： 東京パブリック法律事務所で弁護士をしています。当事務所の後見チームの担当弁護士をしていますので、その経験を生かして務めていければと思っています。よろしくお願いいたします。

委員： 精神科医をしています。福祉サービス権利擁護事業推進委員会には、発足当初から参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

委員： 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの常任理事をしています。後見には制度発足当初からずっと関わっております。よろしくお願いいたします。

委員： 東京社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ東京に所属しております。福祉サービス権利擁護事業推進委員会には長く関わっております。豊島区で良い制度ができればと思っています。よろしくお願いいたします。

委員： 東京税理士会豊島支部で成年後見委員会に所属しています。豊島支部では、成年後見の委員会を設置しているものの、まだこれからといった状況でして、他の委員の皆様には比ばすと、知識として少し弱い部分があるかと思いますが、本委員会で少しでもお力になれるよう頑張ります。よろしくお願いいたします。

委員： 豊島区手をつなぐ親の会に所属しています。実際に二十歳代になる知的障害者の親です。よろしくお願いいたします。

委員： 認知症「介護者の会」に所属しています。高齢者団体の代表ということで、後見制度については利用する立場になると思いますので、そういったところから意見を述べさせていただければと思っています。

委員： 民生委員をしています。勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員： 社会福祉協議会事務局長です。サポートとしまの運営事務局も務めておりますので、制度の改善に向けて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員： 社会福祉法人豊芯会に所属しています。大塚地域で精神障害のある方々の支援を行っている法人でして、現在は豊島区東部障害支援センターの受託業務も請け負わせていただいております。

ます。現場の声をお届けできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員： 豊島区社会福祉事業団に所属しています。成年後見制度ができた頃から、区内の在宅介護支援センター、3つの地域包括支援センター、その後高齢者福祉課といったように、ずっと権利擁護事業に関わる仕事をさせていただいています。よろしくお願いいたします。

委員： 社会福祉法人フロンティアの事務局長です。不慣れでございますが、よろしくお願いいたします。

(3) 専門委員会の運営

委員長： 委員の皆様、ありがとうございました。

これから具体的な議事に入る前に、事務局より専門委員会の運営について知りたい点があるとのことですので、ご説明をお願いします。

事務局： 事務局より、2点ご説明をさせていただきます。

1点目は会議の公開についてです。豊島区では、豊島区自治の推進に関する基本条例第18条で区長等が設置する審議会等の会議は公開することが定められていることから、本委員会につきましても公開して開催したいと考えております。よって、傍聴希望があった場合には、議事の前に皆様にお諮りをして入場の許可をとりたいと思います。

2点目は会議録の公開についてです。会議録も発言者の個人名を伏せて、要約形式のものを公開したいと考えております。なお、速やかに情報公開ができるよう、会議録の内容確認は委員長に一任させていただき、委員長の確認がとれ次第、区ホームページに公開したいと考えております。

会議録は、次の専門委員会の会議資料として配付しますので、委員より発言に修正等がある場合には、その旨事務局へご連絡いただければ速やかに対応いたします。

また、配付資料も原則公開とし、区ホームページで公開したいと考えております。

本件についてご了解いただけましたら、書面開催しました第1回の会議資料及び今回資料1として配付しております会議録を、区ホームページで公開させていただきます。

委員長： ご了承いただけますでしょうか。

(了承)

委員長： それでは、本日の欠席者について事務局よりお願いします。

事務局： 幹事ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、案件に関わる課長のみの出席としております。質問によっては、後日確認の上、回答させていただく場合もございますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。

委員長： 次に、本日の傍聴者について、事務局、いかがでしょうか。

事務局： 本日の傍聴申込みはございませんでした。

委員長： それでは、早速、議事に入らせていただきます。

<議題>

2 (1) (仮称) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について

委員長： (仮称) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局： (資料2～3の説明省略、資料4の説明)

委員長： ご意見、ご質問がありましたら、名乗っていただいた上でご発言をお願いします。

委員： 資料4の条例の骨子案の第3条に、区の責務とありますが、これは、資料6-5の中核機関の運営形態を決めなければ、決まらないように思います。その点、事務局はどうお考えでしょうか。

福祉総務担当係長： こちらは、中核機関の運営形態に関わらず、法に基づく区の責務について書くことになるかと思います。また、条例の第7条に中核機関の設置についての記載を予定しておりますが、運営形態といった細かいところまでは書き込まない形で考えております。

委員： そうしますと、かなり抽象的な責務をお考えですね。

福祉総務担当係長： そのような形で考えておりますけれども、改めて4月の専門委員会において、条文の形にしたものを委員の皆様方にご確認をいただければと考えております。

委員長： 少し事務局の声が聞き取りにくかったので、再度確認したいのですが、資料4の条例の骨子案の第3条にある区の責務とは、抽象的なものなのかという点について、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 区の責務については抽象的な形となります。以上でございます。

委員長： 他にご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

委員： 資料5-1の計画の骨子案の3（1）基本理念と基本方針のところ、「令和6年度から豊島区地域保健福祉計画に包含されることを踏まえ、同計画の基本理念と基本方針と同一にする。」とありますが、資料4の条例の骨子案の第2条の基本理念については、利用促進における基本理念を定めると捉えてよろしいのでしょうか。

福祉総務担当係長： 条例の基本理念は、法律の基本理念を踏まえた形になります。計画の基本理念は、地域保健福祉計画の中の基本理念となりますので、内容としては違うものというような形になります。

委員長： よろしいでしょうか。

委員： 分かりました。では法律に基づく基本理念ということでよろしいでしょうか。

福祉総務担当係長： 条例第2条の基本理念については、法律を踏まえた基本理念という形になります。

一方で、計画における基本理念ですが、豊島区地域保健福祉計画に既に基本理念がございますので、これは後々ですけれども、地域保健福祉計画に包含するという意味で、現状の地域保健福祉計画の基本理念にしてはどうかというところの、あくまでもこちらは案でございますので、また4月の段階で素案をご覧いただいて、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思っております。

委員長： 他にいかがでしょうか。

委員： 先ほど、条例の中に豊島区らしさを盛り込みたいというお話がございましたが、事務局としては、成年後見の分野における豊島区らしさについて、どのようにご認識されておられるのでしょうか。一般的には、豊島区はひとり暮らしの高齢者が多いと聞いておりますが、事務局でお考えがあればお聞かせいただければと思います。

事務局： 豊島区は文化を基軸にしたまちづくりを行っていきまして、まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市「国際アート・カルチャー都市」の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

豊島区の地域特性でいいますと、ひとり暮らし高齢者の割合が日本一と高いところから、豊島区独自の取り組みである「豊島区総合高齢社会対策」を推進するため、専門の部署を設けて

います。

また、平成15年4月より、豊島区民社会福祉協議会に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」を開設し、長年にわたって、相談対応、成年後見制度の利用支援、社会貢献型後見人の育成・活動支援などを行っています。

こうした、豊島区が目指す都市の実現や、地域特性、これまでの取り組みなどに、豊島区らしさがあると考えております。

委員長： 他にご意見、ご質問等ないようでしたら、次の議事に移らせていただきます。

(2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について

①骨子案の検討

委員長： 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局： (資料5-1～5-3の説明)

委員長： それでは、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員： 資料5-2の施策の体系のところ、「中核機関の整備」、「地域連携ネットワークの構築」、「後見人等の養成・支援」などとありまして、こうした部分も大事だと思うのですが、後見人と被後見人のマッチングという部分もすごく大切だと思っています。例えば、財産があるからこういう方とかそういう単純なことではなく、ご本人がどういう支援を必要としているからこういう後見人がベストだという、マッチングに関する記載がほしいと感じました。マッチングについては、施策の体系の中のどこに含まれるか、ご説明していただけたらと思います。

福祉総務担当係長： マッチングに関連するところで申し上げますと、主な取り組みの1番目の機能・業務内容の整理ですとか、真ん中あたりの相談体制の充実、それから、その下2つ目の適切な後見人候補者の選定、こうしたところでマッチングを図っていくような形になるかと思えます。具体的などころにつきましては、4月の素案の段階でどういう書き方がより分かりやすいものになるのか、委員の皆様にご意見を頂ければと思います。

委員長： 他にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

委員： 資料5-1の「2. 豊島区における成年後見を取り巻く状況」の「(3) 成年後見制度の利用状況と課題」のところ、注意書きとして、「①利用者側の課題+②利用促進(事業)の課題」とあります。利用者側の課題というのは、資料5-2でいいますと、上から何番目になりますか。「支援ニーズの把握」というところにつながるのでしょうか。

この計画の目指すところは、後見制度の利用促進だと思いますが、資料5-1の「4. 施策の内容」のところ、「(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「(2) 利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「①支援が必要な人の発見と早期からの相談対応」とありますように、後見制度につながるまでの支援や、実際のつなぎ方というのもとても課題になるかと思えます。そうした部分も、計画に十分に盛り込んでいく必要があると思い、ご質問させていただきました。

それから、資料3の2ページ目の「成年後見制度の現状と課題について」というところで、今回「別添参考資料」としても挙げていただいた部分につきまして、私自身、地域包括支援センターでケアマネジャーの支援を行いながら、成年後見制度につながることに携わっていましたが、なかなか制度につながらず、やむなくケアマネジャーがその役割を担っているという状況が非常に多く見受けられました。そうした部分をニーズとして捉え、主に地域福祉

権利擁護事業との関わりが大きいかと思いますが、早期発見、早期関わりという形で、計画に明記していただく予定はあるのかということ、伺いたと思います。

委員長： 資料3の意見・質問一覧に関連しまして、ニーズの把握について、事務局よりご説明をお願いします。

高齢者福祉担当係長： 具体的なニーズの把握というところについては、なかなか数字としてまとめたものはないというのが現状でして、日々、相談支援の中でニーズのある人を把握していくというような状況でございます。

先ほどご指摘のありましたように、後見制度につなぐ前、つなぎ方、そういったものに課題ですとか、改善していく余地があるのではないかというところは、相談の現場にありまして実感をしているところでございますので、事務局と協議をしながら盛り込んでいければと考えております。

委員： ありがとうございます。地域福祉権利擁護事業をうまく活用したり、それを補完するような豊島区ならではのものを盛り込んで、計画を作っていければいいかなと思っておりますので、質問させていただきました。

委員長： 他にいかがでしょうか。

委員： 資料5-2の体系を見ますと、やはり法定後見の関係で組み立てられている印象を受けます。豊島区の特徴として、おひとりさまが多いという部分があるかと思っておりますので、任意後見についても記載していただけると良いのかなと思っております。よろしくをお願いします。

委員長： 任意後見についても、これから利用促進していかなければならない重要なものだと認識しています。これについては事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 主な取り組みの中に入ってございませぬけれども、今後、任意後見の利用促進が分かるような形で入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長： 他にご質問、ご質問等ありますか。

委員： 資料5-3のネットワークのイメージ案のところ、高齢と障害の2つのチームが分けて記載されていますけれども、現場で相談支援員をしていますと、65歳の後期や8050問題のご家族など、障害部門と介護部門はかなり連携して動いているのを感じます。ご家族やご本人が必要としていること、成年後見につなげていきたいけれども難しいといったようなことを、障害部門と介護部門が連携してチームで考えていますので、そのあたりも配慮していただけたらと思ってコメントさせていただきました。

委員長： 障害者であると同時に高齢者である場合に、サービスが重なるため、65歳を過ぎたら自動的に介護保険サービスに切り替わるとなってしまうと、これではうまく機能していきません。それぞれのサービスの利点を障害特性に生かしていく必要があるので、65歳を過ぎても、介護保険ではなく障害福祉サービスを受けるといった場合もあります。その点、誤解のないように、このチームの図は、高齢と障害がリンクするような形に修正したほうがいいかなと、今の発言を聞いて思いました。よろしく願いいたします。

福祉総務担当係長： ネットワークのイメージ案については、ご意見を踏まえて修正したものを次回お示ししたいと考えております。

委員長： 他にご意見、ご質問等ございますか。

委員： 資料5-2の「施策」の上から3番目の「後見人等の養成・支援」の「主な取り組み」の中に、「親族後見人等への支援」とあります。専門職として後見人をしてると、特にコロナ案

件の場合は、本来業務以外の手続等が増えて負担が重くなり、結局ご本人の支援が実現できないという負の連鎖が起きることがあります。親族後見人以外の専門職後見人等への支援、もしくは連携といった視点もあったほうが良いのかなと思い、コメントさせていただきました。

委員長： 親族以外の後見人の支援についても、これから大事になってくると思いますので、お願いしたいと思います。他にはいかがでしょうか。

委員長： 資料5-3の、ネットワークのイメージ(案)にある、中核機関と家庭裁判所との関係について、資料5-2の、地域連携ネットワークづくりのところでは、特段、家庭裁判所について触れていないと思います。先方のことがあるから書かなかっただけなのか、それとも施策の体系のところ、家庭裁判所との連携について当然検討をして、整理するということなのか、事務局にお伺いします。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

高齢者福祉担当係長： 家庭裁判所との連携につきましても、東京都内は自治体が多いので、家庭裁判所から各自治体との連携を図るのではなく、東京都を通じて連携する方法を今検討していると伺っております。そのため、そちらの動向を踏まえながら、ということになるかと思えます。

委員長： 分かりました。その検討を待つしかないということですね。

委員長： 他にいかがでしょうか。

委員： 資料5-2にもありますが、本当に目指すべきものは、ご本人の意思決定支援、身上保護というところにあると思いますので、資料5-3のネットワークのイメージ図の中に、本人が主体で、その本人の意思決定を支援するという部分を盛り込めないかなと思っています。意思決定支援というのは、ご本人を含めたチームが、繰り返して行っていかなければいけないことです。図の中に盛り込むことが難しければ、その部分が重要なところだと分かるようにしていただけたらいいのかなと思います。具体的なアイデアがなくて申し訳ないのですが、そのように感じました。

委員長： 図で示すのは難しいかと思いますが、本人が主体であり、本人の意思決定を支援するという点について、もう少し強調した図にできるといいなと思います。これについては、事務局に持ち帰って検討していただくことになるかと思えます。事務局いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 本人が主体というのは紛れもないところがございますので、それが分かるような形に修正したいと思います。

委員長： その他いかがでしょうか。ご意見等ないようであれば、次の議事に移らせていただきます。

②課題の整理

委員長： それでは、(2)②課題の整理について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局： (資料6-1～6-5の説明)

委員長： ご意見、ご質問等ございますか。

委員： 中核機関の在り方、また社協がどのように位置づけられるかというのは、豊島区だけではなく、他区でも非常に悩んでいらっしゃる所だろうと思います。一つの論点として、予算やマンパワーの問題を含め、社協がどの程度の仕事を引き受けられるかという点があるかと思えます。

例えば、親族後見人の支援といっても、申立書の作成から開始決定後の定期的支援まで、長

期間にわたります。直営、委託、補助といった運営形態を検討する上で、そうした点を一つの検討材料にする必要があると思っています。

そこで事務局にお尋ねですが、もしサポートとしまがお引き受けになった場合に、お金の問題やマンパワーの問題について、現状ではどのようにご認識しておられるのでしょうか。

委員長： 中核機関をどこが担うのかというのは大変重要な課題だと思います。もし仮に社協が担うということになれば、サポートとしまの現状を踏まえて中核機関の運営形態を検討する必要があるとのことですが、事務局の現段階での考え方をお示しいただければと思います。

事務局： まず、正直なところ、委託にするのか、補助にするのか、直営なのか、この3つの形態をどう整理するのかというところは、事務局として決め切れておりません。これから委員の皆様方にご議論いただきながら整理していくところでございます。予算や人員につきましては、現状から大きく増やすのは、区の予算上なかなか難しいところがございます。増やすということになれば、予算要求をしていくことになるかと思いますが、今のところ、大幅に変えるのは難しいと認識しているところでございます。

委員長： 他にいかがでしょうか。

委員： 私は、今回初めてサポートとしまの存在を知りました。実態をもう少し詳しく知りたいと思っていますので、サポートとしまに関するパンフレットや説明書のようなものを入手できる方法があれば教えて下さい。

委員： 社協として15年以上サポートとしまを運営していますが、やはり様々な課題があるということで、事務局とも話しているところでございます。パンフレット等は社協に備えておりますし、CSWが務めている各区民ひろばにもご案内がございます。今回は社協の事務局より、資料を送付させていただきたいと思います。

また、社会福祉協議会として、サポートとしまの課題について申し上げますと、やはり運営体制の部分がかかなり弱く感じております。例えば、法人後見を受任するに至る過程の中で非常に制約があるという意見があります。利用促進をする上で、どこまで社協ができるのかということを考えますと、今後は専門的な視点に立った専門職の参画、あるいは協力が必要でございます。社協の中には、後見の数がかかなり増えているというところもございますが、その実態を見ますと、他のNPOの団体との連携や弁護士の方々の職員としての参画等により、後見の範囲が広がって件数が増えているという実態がございます。そういったものも踏まえて、次回、課題について明らかにしていきたいと思っております。

委員長： ほかにご意見、ご質問等ございますか。

委員： 資料6-2について、やはりどうしても気になりますのが、地域福祉権利擁護事業等の後見制度につながるまでの支援の部分です。資料6-2の左側の「地域連携ネットワーク・中核機関」の、②相談機能の「後見等ニーズの精査」や「見守り体制の調整」、こういったところが今の地域福祉権利擁護事業に準ずるものがあるのかなと思います。実際この表の中で、地域福祉権利擁護事業自体が一番上の概要のところと、下の方の保佐・補助を利用する際に契約終了というところにはしか出てきません。委託、直営、補助、どのような形になるにしても、豊島区の成年後見制度につなぐための支援の大切なところとして、地域福祉権利擁護事業もしくはそれを補完するような、豊島区ならではの仕組みというものをうまく組み込まないといけないと思います。例えばサポートとしまが中核機関になったときに、その地域福祉権利擁護事業の部分に力が取られてしまっはいけないので、そこもやはり含めて考えていかなければい

けないのかなと思いました。

委員長： 今の件につきまして、事務局より現時点でのお考えがあればお願いいたします。

福祉総務担当係長： 地権事業から成年後見制度への移行というところでは、早い段階から個別のニーズに応じた形で、スムーズに必要な福祉サービスつなげることを計画に書き込んでいきたいと考えています。委員の皆様方に4月の素案をご覧ください、よりよいものにしていただければと考えております。

委員長： 他にはいかがでしょうか。よろしいですね。

それでは、事務局より事務連絡をお願いします。

事務局： (事務連絡)

委員長： 本日は時間の制約がありましたので、発言を遠慮された方もいらっしゃるかと思います。もしご意見等ございましたら、配付資料の中にあります、意見・質問票を記載の上、2月2日までに事務局までお願いします。

また、今回オンライン会議を初めて行いましたが、おおむね効率良くできたかと思えます。ただ、事務局の声がこもって聞き取りにくいところが幾つかあったので、そのあたり改善していただければ助かります。

事務局： 今回初めてのオンライン会議で、不慣れなところが多々ございましたこと、お詫び申し上げます。委員長よりご指摘いただきましたところ、次回に向けて改善していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

<閉 会>

委員長： それでは、第2回豊島区成年後見制度利用促進専門委員を閉会いたします。

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>次第</p> <p>豊島区成年後見制度利用促進専門委員会設置要綱</p> <p>豊島区成年後見制度利用促進専門委員会 委員名簿</p> <p>資料1 第1回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会会議録</p> <p>資料2 成年後見制度の現状と課題</p> <p>資料3 第1回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会における委員からの意見・質問一覧</p> <p>別紙参照資料 (委員からの意見・質問一覧関係)</p> <p>別紙1 成年後見制度の概況及び県内市町村の取組状況について(宮崎県資料抜粋)</p> <p>別紙2 豊島区における定量的なニーズ(イメージ)</p> <p>別紙3 豊島区の社会福祉(令和2年版)より抜粋</p> <p>資料4 (仮称)豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例 骨子案について</p> <p>資料5-1 豊島区成年後見制度利用促進基本計画 骨子案について(案)</p> <p>資料5-2 施策の体系(案)</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>資料5-3 豊島区における地域連携ネットワークのイメージ（案）</p> <p>資料6-1 計画策定にあたっての課題整理</p> <p>資料6-2 「地域連携ネットワーク及び中核機関とサポートとしま」の 役割・機能の比較一覧</p> <p>資料6-3 成年後見制度利用促進ニュースレター第6号</p> <p>資料6-4 現在のサポートとしま</p> <p>資料6-5 中核機関の運営形態（案）と主な課題</p> <p>資料7 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会スケジュール（案）</p> <p>第2回 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会資料等における意見・質問票</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------